

北信越中学校体育連盟規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この連盟は、北信越中学校体育連盟と称し、会長選出県に事務局を置く。

第 2 章 目的並びに事業

第 2 条 この連盟は、中学校体育の充実を図り、中学生スポーツの正常な発展を促進するため、相互に緊密な連絡をとり、研究協議並びに競技大会の事業を行う。

第 3 条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 体育スポーツに関する研究協議会の開催
- 2 競技大会の開催
- 3 各県の情報並びに研究資料の交換
- 4 その他必要と認めた事業

第 3 章 組 織

第 4 条 この連盟は、福井・石川・富山・長野・新潟各県中学校体育連盟をもって組織する。

第 4 章 役 員

第 5 条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 各県 2名
- (5) 北信越ブロック研究担当理事 1名
- (6) 監事 2名

第 6 条 この連盟の役員の選出は次によって行い、理事会で承認を受ける。

- 1 会長、副会長は各県中学校体育連盟の互選による。
- 2 理事は、各県中学校体育連盟の推薦による。
- 3 事務局長、研究担当理事、監事は会長がこれを委嘱する。

第 7 条 この連盟の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、会務処理の任に当たる。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
- 5 監事は、会計を監査し、理事会に報告する。

第8条 役員の任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 この連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

第5章 会 議

第10条 理事会は、会長・副会長・事務局長・理事をもって組織し、年1回以上、会長がこれを召集する。

第11条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- 1 役員の承認
- 2 事業報告及び事業計画の承認
- 3 予算及び決算に関する事項の承認
- 4 競技会の運営に関する事項
- 5 研究協議会の運営に関する事項
- 6 規約・規定・細則の改正に関する事項
- 7 その他重要事項

第12条 会長が運営上必要と認めるとき、次の協議会を招集することができる。

- (1) 副会長会
- (2) 理事長会
- (3) 専門部会
- (4) 研究部会
- (5) 事務局会
- (6) 検討委員会

第6章 会 計

第13条 この連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 付 則

第15条 この連盟に必要な細則は別に定めることができる。

第16条 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

昭和61年5月20日一部改正

平成7年5月11日一部改正

平成9年5月8日一部改正

平成11年5月6日一部改正